

国立市生活保護行政等運営審議会

日時：2024（令和6）年2月19日（月）19：00～

場所：市役所3階 第4会議室

次 第

1. 開 会
2. 会長の互選について
3. 審議会を設置について
4. 令和4年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて
5. 国立市による次年度の取り組みについて
6. 各委員からの意見
7. その他
8. 閉会

【配布資料】

- (総括資料1) 令和5年度生活保護行政等運営審議会
- (資料1) 令和5年度国立市福祉事務所 実施方針
- (資料2) 国立市生活保護行政等運営審議会 答申
- (資料3) 令和5年度所内研修予定表
- (資料4) 「健康お悩み相談会」について
- (資料5) 生活保護のしおり(利用者向け)案
- (参考資料1) 国立市生活保護行政等運営審議会条例
- (参考資料2) 国立市生活保護行政等運営審議会設置の経緯

次第1【開会】

○事務局 定刻より少し早いですけれども、委員の方が皆様おそろいになりましたので、これより令和5年度国立市生活保護行政等運営審議会を開会いたします。

冒頭の進行は事務局で務めさせていただきますが、会長が確認され次第、会長に進行を引き継ぎたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、今回、議論の時間を長く設けたいということで、既に、委員の皆様に諮問書の案を送付させていただいております。後ほど、会長を互選にて選出させていただきますので、諮問書のお渡しと会長の互選のタイミングにずれがございますことをあらかじめ御了承ください。

それでは、議事に先立ちまして、国立市長の永見理夫より御挨拶をさせていただきたいと思います。

-市長より挨拶-

○市長 委員の皆様、こんばんは。国立市長の永見でございます。日頃から生活保護行政等につきまして大変な御助言をいただいていること、心から感謝申し上げたいと思います。また、本日は天候があまりよくない中、市役所までお越しいただきまして本当にありがとうございます。

恥ずかしい話ですが、この委員会も国立市における生活保護行政の不祥事から端を発しまして、それをいかに改善し、そして質を高めていくかというところから始めさせていただいたものでございます。他市ではあまり例はないんでしょうけれども、被保護者の皆様にアンケート調査を行ったり、寄り添った形の生活保護行政とはどうあるべきか、ということを様々模索させていただいてまいりました。

今日は、令和5年度、それらの上に立って我々が進めてきた生活保護行政の実態を御説明させていただいて、さらにこういう点は改善すべきだ、こういう点は伸ばすべきだとか、様々専門的な立場から御意見が賜れたらと思って諮問させていただいているところでございます。

私はこの後、公務がございまして、失礼せざるを得ないですが、誠に申し訳ございませんが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 永見市長、ありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、市長、健康福祉部長はこれから別の公務のため、ここで退席させていただきます。

○市長 どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉部長 よろしく願いいたします。

次第2【会長の互選】

○事務局 それではまず、今年度の委員について御報告いたします。

今回、急遽ではございましたが、1名の委員から職務の都合上、辞任させていただきたい旨の御連絡がございました。このため、今回の審議会は4名での開催となります。なお、審議会条例第6条により、本日は4名の委員皆様に出席いただいておりますので、この審議会開催に支障はございません。

続きまして、国立市生活保護行政等運営審議会条例第5条第1項では、委員の皆様の互選により会長を選出することとなっております。前年度までの審議会では委員に会長を務めていただいております。

また、会長が不在の際の職務代理は委員に務めていただいております。

審議会の委員の任期は2年でありまして、今回任期が更新されましたので、改めて会長及び会長不在時の職務代理者を選出させていただきたいと思っております。特に委員の皆様の御異議がなければ、前年度同様、会長、会長代理という形で務めていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。では、異議なし、といたします。

会長の先生から一言御挨拶をお願いいたします。

○会長 今年度も会長を務めさせていただくことになりました。国立市自体が当初は不祥事から始まりましたけれども、いろいろな議論を積み重ねた中で、やはり少しずつ住民の方に寄り添う生活保護行政がつくられつつあるのではないかと考えております。ただ、生活保護行政は生き物ですから、常にどうなるか分からない面がありますので、引き続き、この場もそうですし、現場の皆様とコミュニケーションを取りながら、よい生活保護行政ができるように考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、会議の進行役を会長に引き継ぎたいと思っております。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局

-事務局より配布資料の確認-

【配布資料】

(総括資料1) 令和5年度生活保護行政等運営審議会

(資料1) 令和5年度国立市福祉事務所 実施方針

(資料2) 国立市生活保護行政等運営審議会 答申

(資料3) 令和5年度所内研修予定表

(資料4) 1.「健康お悩み相談会」について

(資料5) 生活保護のしおり(利用者向け)案

(参考資料1) 国立市生活保護行政等運営審議会条例

(参考資料2) 国立市生活保護行政等運営審議会設置の経緯

続いて、机上に配付させていただいております次第に載っていない資料でございます。人が育つ土台づくり、ホチキス留めの資料でございます。こちらは傍聴席にもお配りしております。最後、A3のこちらは、個人情報の関係で傍聴席にはお配りしておりません。現在の国立市の相談保護係の人事の職員の配置状況でございます。

資料は以上でございます。

それでは、総括資料を使いながら進めさせていただきたいと思っております。配付漏れは大丈夫でしょうか。

次第3【審議会設置の経緯について】

○**会長** 次に、審議会の設置について検討したいと思います。本審議会は令和2年度までの調査検証委員会から改組しました。改めて本審議会の公開並びに会議録の扱い、今後の会議運営について皆様の御承認をいただきたいと思いますが、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、本会議における取決め事項につきまして説明させていただきます。会の基本的な事項につきましては、参考資料1、審議会条例に記されているとおりとなります。また、委員会設置の経緯につきましても、参考資料2、設置の経緯のとおりとなります。御同意いただく点は、次の4点となります。

1、会議は原則公開とすること、2、会議内容を録音して会議録として残すこと、3、会議録は市のホームページ等にて公表すること、4、審議会中、記録のため写真を撮影することがあること、以上4点でございます。

○**会長** 今、4点、事務局から提案されました。会議の原則公開、会議録を録音して残すこと、市のホームページで公表すること、会議中、写真等を撮影すること、従来と同じかと思いますが、委員の方、御異議ございませんか。

(異議なし)

○**会長** では、この件につきましては承認ということで進めたいと思います。

次第4【国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて】

○**会長** 次に、「国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて」を事務局からお願いいたします。

○**事務局** それでは、配付しました資料のうち、総括的な資料でございます総括資料1に沿って説明させていただきます。この総括資料の途中、別紙資料の説明がございます。資料の説明についても続けて説明させていただきます。

それでは、総括資料の2ページ目から進めさせていただきます。

○**事務局** 初めに、この2ページに記載のあるとおり、今年度、国立市福祉事務所では、訪問活動を通して利用者の生活状況を把握し、適切な援助方針を立てることを重点的に目標にまいりました。日々、相談保護係の会議の場においても、今年度は訪問に頑張っている、利用者さんの状況をしっかりと確認してこようということを常に意識するような形で進めてきました。

そこで、大きな変更点としてこちらに記載しましたが、年に1回、生活保護を受けている方に対する「援助方針」というものを立てます。その援助方針は、どうしても年に1回、全世帯に立てるということで形式的なものになりがちですが、やはりきちんと利用者さんの生活状況に応じた方針を立てたほうがいだろうということで、まず、定期訪問に担当のケースワーカーが行った後に、その世帯に合った援助方針を立てましょう、という形に変更しました。そうすることで利用者の生活実態に即した形になるかなということで、現在運用しております。

ただ、記載にありますけれども、様々な事情で、まだコロナが明けたとはいえ、やはり訪問されるのが不安ということで訪問をやめてくださいという方も中にはいらっしゃいますので、必ず100%の訪問実施は難しいんですけれども、やはり日々係内で意識をしているので、昨年度に比べてケースワーカーの訪問活動への意識は高まってきているかと感じております。

一方で、この後、いろいろな資料の中でも御説明しますが、人事異動等も伴う中で、御存じかもしれませんが、令和5年度、この3月から「医療扶助のオンライン資格確認」というものが始まる予定です。こういったまず大きな改正があるということと、あと、令和7年度、これは生活保護の分野だ

けではありません、行政の業務システム、いろいろな業務について国が標準仕様書を定めて、全自治体、その標準仕様書に沿ったシステムを使ってくださいということで始まるのが令和7年度に予定しております。それに向けて、まず国の標準仕様に合わせてベンダーさんがシステムを開発して、そこを調達していくということがありますけれども、どうしてもケースワークという利用者の生活に合わせていろいろな仕事が動く中で、こういったシステムの改修であったりということに専念するのはなかなか難しいということがありまして、そこをどうやっていくかが大きな課題かと考えております。こちらについては記載しておりますども、ケースワークをやりながら、こういう事務処理を全てきれいにやるというのはなかなか難しいので人員を何とかしてほしいということは要求をしております。

また、一番は、経験の長いケースワーカーではありませんけれども、主任のケースワーカーが、みんなでいろんなことを共有する場が欲しいということで、ケースワーカーが自発的にケースワーカー会議をやりたいですということで、現在、月1回、ケースワーカーが自分たちで日程を決めて、大体夕方4時半ぐらいから30分ぐらいで終わらせますということで始まっています。ケースワーカーだけで話していると、いろいろ悩みがあったりと盛り上がって1時間ぐらいやっていることが多いんですけれども、そういった形でケースワーカーが、では、今月は定例的なものは何をしなきゃいけないかなとか、こういうことで困っているけれども・・・と話し合いをするということの取組が始まっております。

また、この資料には記載していませんけれども、会の最後にお時間が許せば、こういった人員の状況であったりとか制度改正がある中で、そもそも今規定されている社会福祉法上の80世帯に対してケースワーカー1人というものの妥当性も委員の皆様の御意見だったり議論ができればと考えておりますので、お時間いただけるとありがたいです。

○事務局 続きまして、3ページから資料説明をさせていただきますが、連続して3ページから7ページまで説明させていただきます。

まず3ページをお開きください。令和4年度生活保護行政等運営審議会答申を受けてということで、前身の調査検証委員会での報告と、組織の人員体制は業務の適正な実施に多大な影響がありますことから、永続的な課題として認識しております。そのため毎年報告することとしておりますけれども、加えまして、令和4年度の審議会の答申におきましても同じように人員体制を改善事項として挙げられているところもございまして、この人員につきましては重点事項として個別に取り上げさせていただいております。

令和5年度人員体制ということで、この後に説明させていただきますが、図の説明が4ページ、5ページにまたがっておりますので、こちらを見ながら説明を聞いていただきます。

令和5年度の人員体制は課長以下、総勢32名の定員でございます。令和5年4月1日現在の被保護世帯数は965世帯に対してケースワーカーは12名です。査察指導員が2名、課長補佐1名の計15名が配置されており、社会福祉法等に定められた標準数、80対1、7ケースワーカーにつき1査察指導員を満たしております。

一方で、市の定員管理上は、相談保護係全体の定員の14名、ケースワーカー12名と査察指導員2名という考え方で整理されており、現状は1名過員の配置という不安定な状況でございます。

現在の生活保護行政につきまして、査察指導員の業務は非常に多岐にわたっており、日々のケースワーカーが行う保護決定事務の審査、支援困難なケースとの面談の同席、新規相談者の面接の同席などに加え、係長として会計年度任用職員の労務管理等、その他、予算作成、補助金、負担金の事務等

がございます。

査察指導員が業務に追われ、ケースワーカーを支えられなくなってしまうと、ケースワーカーの事務処理の遅れやミスの防止ができなくなるだけでなく、様々な事例にケースワーカーが1人で対応しなければならなくなってしまうということもございまして、結果としてケースワーカーの業務が回らなくなってしまう、ひいては利用者の支援にも届かなくなってしまうということが想定されます。

そのため、社会福祉法上という指導監督を行う所員としての業務と、係長事務を切り離し安定した生活保護業務を運営する体制を取ることが必要と考えております。そのため定員管理部門との調整を日々行っているところでございます。

引き続き令和6年度以降もケースワーカー数の標準数の担保と査察指導員及び係長業務に応じた人員の配置がなされるよう定員管理部門に働きかけてまいります。また、現在の過員配置が解消されないよう人事部門への働きかけも継続して行っていきたいと考えております。

人員体制の説明は以上でございまして、引き続き、6ページ、令和5年度福祉事務所の実施方針及び令和4年度生活保護行政等運営審議会答申を受けてということで、連続して説明させていただきたいと思っております。

まず資料1、福祉事務所実施方針を使いながら説明させていただきます。福祉事務所実施方針の振り返り、令和5年度福祉事務所実施方針については、重点目標で5つの目標を掲げさせていただきました。このうち定期訪問を通しての生活状況の把握及び支援については9月に毎年やっております東京都の指導検査におきまして、定期訪問の訪問率の向上についての評価はいただいたところではありますが、訪問が不足している世帯も判明したことから、引き続き課題としては残っている状況です。本人の状況に即した援助方針の作成につきましては、昨年度に続いて援助方針会議を継続して実施しております。かつ、定期訪問に際して本人の状況を確認した後に援助方針を策定することとしております。その他、受給者向けのしおりの作成、健康相談会については後ほど説明させていただきたいと思っております。

この項目につきまして、事前に各委員に資料を配付させていただいておりまして、委員さんから御意見を頂戴しております。委員より、実施方針のページ数で言いますと、ページ数が振ってなくて申し訳ありませんが、3ページ目のところ、課税調査の適切な実施という項目がございます。令和3年度の指導検査において、保護廃止世帯、住民登録がない方の調査が漏れていたという指摘を受けた経過がございます。保護廃止世帯を含めた被保護者名簿と課税課からのデータの突合作業を6月に開始しまして、保護廃止世帯及び住民登録がない者のリストを6月中に作成し、個別に調査を進めることができました。しかしながら、毎年のことではありますが、年度内に終結ができなかったケースもあることから越年による調査を要するケースは令和5年度に持ち越すこととしたというところがありますけれども、委員からは、適切な課税調査は問題なく完了したという理解でよろしいかという御質問をいただいております。

こちらにつきましては、課税調査、令和3年度に指摘いただいた保護廃止世帯、住民登録がない調査につきましては問題なく調査ができたところではあります。また、越年したケースにつきましては、越年してしまった理由があるところございまして、完全に終結は現時点ではできていない状況にありますけれども、進捗状況を定期的に把握しているところございまして、こちらにつきましては、また再度越年という可能性がなくはない状況ではありますけれども、進捗状況は把握できていて、調査はできていないことが分かっているということが1つ報告としてございます。

また、今のは課税調査のお話でございまして、2点目の確認事項で、今度は3ページ目から4ページ目のところで、年金の受給権調査の計画的な実施、こちらにつきましては、査察指導員が進捗状況を把握できていない状況があるということが課題となっております、数年単位での調査計画を練る必要があるということを書かせていただいております。

こちらにつきましては、今年度は、まだ全てを把握して、確認して全てを終わらせることができたから、もちろんそれが100点満点の回答だとは思いますが、実際に年金調査員に確認しながらではあるんですが、今、年金調査員は1名いらっしゃいますけれども、全てをゼロにすることはなかなか難しい状況であるというところがありまして、今年度はそれをゼロにするということではなく、我々査察指導員が進捗状況を把握することから始めさせていただきました。

お見込みのとおり、終わっていない、というのが1つの回答ではありますけれども、今年度、把握させていただきまして、次年度に向けて、この文言のとおり数年単位での調査計画を練っていくということを進めているところでございます。ですので、こちらにつきましては次年度以降も課題として出てしまうかなということが想定されるところでございます。

総括資料に戻らせていただきます。黒丸の2つ目、「令和4年度の答申を受けて」というところでございます。①ホームページ上での申請書等のダウンロードについて、でございます。令和4年度中に、申請書や収入申告書などの各種書類をダウンロードできるようにホームページ上で公開しております。令和4年度審議会で委員さんからは、申請件数等の統計上の観点から窓口でもらった書類なのか、インターネットでダウンロードした書類なのか分かるようにしてカウントできるようにしたほうがよいのではないかという御意見をいただきまして、実際に判別できるようになっている状態でございます。

その結果、市で把握している件数としましては、これはよいのか悪いのかは別として、全ての様式、ダウンロードしたと思われる書類が合計で数件でした。このことから、ホームページ上に公開することによって、興味本位での申請などはないのかなと考えております。その一方で、一部の利用者さんから、収入申告の際の通院移送費のダウンロードした様式を使用しているということも分かったため、利便性の向上については一定の効果があつたと考えております。ただ、合計で数件だけでございますので、ホームページ上で公開をし始めて、まだ1年未満でございますので、今後もこの件数については注視していきたいと考えているところでございます。

続いて2番目です。②返還金の強制徴収公債権化につきまして、答申では、利用者にとって無理のない債権の回収を行うこと、制度利用に当たっては利用者への事前の丁寧な説明の必要性について御意見をいただいております。当初、令和5年度中に仕組みづくりを開始しまして、令和5年度末、具体的には3月頃に制度化を目指していましたが、人事異動等の関係で要綱改正の事務が多少遅れているところでございます。また、周知活動についても不足を感じているところでございまして、目標を延ばさせていただきまして、令和6年度上半期の制度化を目指しているところでございます。

この制度化に当たりましては、事前に制度内容を利用者によく理解した上で利用いただく必要がございますので、「保護費返還のしおり」の作成を進めているところでございます。また、しおりを作成するだけでなく、しおりをお渡しする際に、いつでもこの制度の利用を止めたり、返還額の変更に応じられますよということの説明を併せて行うこととしたいと思っております。

こちら保護費返還のしおりにつきまして、委員から御意見をいただいているところでございます。委員からは、しおりを作成する際は差し支えない範囲で目を通したいというお話をいただいております。

ので、今回の受給者向けしおりの、これもそうですけれども、同じように皆さんに、案をお見せして御意見を賜りたいと考えているところでございます。

続いて、7ページ目に進めさせていただきます。③計画的な人事異動について。令和6年1月1日時点で、令和5年度は人事異動が多くございまして、相談保護係のケースワーカー4名の入替えがございました。相談保護係から他部署へ異動した職員はいずれも5年以上の経験があるベテランの職員でございました。職員のキャリアデザインという点では、経験の長い職員が異動したことから一定の計画ある人事異動が行われたと考えておるところですけれども、この異動で経験年数2年未満の職員が7名ということで、昨年度の答申にあります「経験の蓄積」という点では課題が残る異動であったと考えております。

こちらの項目につきましても、委員から、まず、職員の人事異動、また、経験が長い職員が一定確保できる仕組みはつくられているのか、また、その仕組みの重要性について市役所内での共通の理解は得られているのかという御質問をいただいております。

こちらにも、仕組みがあるかないかで申しますと、仕組みはない、ということになりますけれども、市役所内での共通理解が得られているかというところにつきましては、生活福祉担当課長が頻繁に職員課とやり取りをさせていただいております、感覚的な話で恐縮ではありますが、比較的我々の意見は聞いていただいているのかなというふうに感じているところでございます。

後ほど、生活福祉担当課長からの話もありますけれども、人材育成の資料ですとか職員の経験年数の資料は、皆様にも御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、こちらは委員からも同じ項目で御意見をいただいているところでございます。市役所全体として多種多様な業務、現場を経験させるキャリアラダーを前提としているのでしょうか、社会が複雑化している現在、本当にそうした人材だけが中心の役所でいいのか検討が必要だと思われ、というところ。そもそもキャリアラダーを前提としているのかというところが、こちらは、基本的にはお配りしている人材育成の方針にのっとって職員課で進めている、ということらしいですけれども、ここは我々も、人事異動は職員の側として、確実にこうなっていますとか、こうなっていませんでしたと、なかなかうまく理論的に説明できるものではありません。基本的には人材育成の方針に沿って長過ぎない職員配置を行っている、新人の方につきましてはなるべく、よく10年で3部署なんていうお話が出たりしますけれども、そういった人事異動がなされているという説明を職員課から伺っているところでございます。

以上が③の「計画的な人事異動について」でございます。

続いて、④、こちらは資料3を使います。令和5年度研修予定表を使いながら説明させていただきます。令和5年度も令和3年度、令和4年度に続いて様々な分野で研修をいたしました。講習では、外部の研修を受ける仕組みについて御理解いただきまして、仕組みづくりにつきましては残念ながら議論が明確には進んでいなかったという反省はありますけれども、今年度は、外部というと、意味合いに多少ずれがあるのは承知しておりますが、無料低額宿泊所を運営するNPO法人エスポートさんに、来ていただいて説明もいただきましたけれども、こちらの職員が実際に施設に伺って説明いただき見学を行ったという、職員が外に出るということをさせていただいたところでございます。

同じく市内にございます滝乃川学園に施設見学を兼ねた研修を、まさに今月の頭ですけれども、させていただきます。こちらにつきましても講師を招いてではなくて、職員が直接現地に伺ってということで、実際、今回の滝乃川学園につきましては施設見学プラス利用者の方の御厚意でグループホ

ームのお部屋を見せていただいたり、かなり現場に即した研修をやっていたところでした。なかなか外部に行く研修ですと窓口の職員体制が手薄になってしまうところもございまして実施回数に限度があるというのを感じますけれども、引き続き外部の研修はぜひやっていきたいと考えております。

続いて、⑤事務の仕組みづくりについて。原因の分析や事務の仕組みづくりについて、令和6年1月時点では明確に成果を残せていない状況ではございます。しかしながら、1月以降、査察指導員をリーダーとしてケースワーカー数名とチームを組み、各業務の所要時間の分析ですとか業務の優先順位のつけ方、業務改善・効率化活動（仮）としておりますけれども、これを進めていくこととしました。スケジュールにつきましては年度区切りではなく、令和6年度以降も継続していきまして、毎月開催している係会議で進捗を報告していただいております。業務改善につなげていきたいと考えております。

以上が令和4年度の答申を受けての説明でございます。

○会長 では、今説明があったところですが、御意見、御質問をいただきたいと思っております。

まず私からよろしいですか。この3ページの下から4行目、「そのため」というところ、「指導監督を行う所員としての業務と、係長事務を切り離し安定した」と書いてありますけれども、これはどういうことですか。というのは、今実際には査察指導員が係長をやっていますよね。それで、生活保護行政というのはソーシャルワークだけではなくて給付行政がありますから決裁行為が不可分だと思います。その中で人事管理的な決裁とは別に生活保護行政の中でその給付であるとか返還決定が妥当かどうかという決裁もありますよね。この決裁を指導監督と係長とで分けるというのは恐らく難しいと思いますが、ここが1つよく分からないなというところですよ。

もう一つは、下から2行目の「過員配置を解消されないよう人事部門への働き掛け」は分かりますが、「人員が配置されるよう定員管理部門に働きかけていきます」、これは具体的に何を行うのが、ここでは分かりにくいところなので御説明をいただければと思います。

○事務局 「指導監督を行う所員としての業務と、係長事務を切り離し」という部分ですけども、国立市の福祉事務所の決裁の話は、先ほど委員から御質問いただいた部分ですが、今、ケースワーカーの保護決定の審査の部分は係長級職員の主査2名がまず係長として審査をして、その後、課長のほうに決裁が回ってきます。課長補佐が係長事務取扱という形になっておりますけれども、課長補佐ですと日々の保護決定の審査の決裁ラインには入っていない状態です。主査職が係長職として、国立市、主査と係長としては上下がないので、主査が係長として保護決定のお金の給付の部分の決裁は行っているという状況です。

すみません、こちらで記載した係長事務というのは、先ほど事務局からも説明があったんですけども、例えば、会計年度任用職員の労務管理であったりとか、あとは予算とか物品購入であったりとか様々、健康管理支援事業の契約事務であったりとか、そういったものを、保護決定に直接関わっていない部分の事務を切り離して考えているという形になります。保護決定については主査2名が係長職としてケースワーカーを2班に分けて見ているという形になっています。

定員管理部門への働きかけですけども、今日、机上配付させていただいている表を、どこの自治体もそうだと思いますが、国立市は定員管理部門と人事部門はまたそれぞれ別々なので、人事のほうは経験年数とかももちろん把握はしておりますけれども、定員管理部門は、その辺は把握していないので、この表と、あと時間外勤務の実績と、実際にケースワーカーが訪問にどれぐらい行っているかというものの一覧をつくって、去年、今年と、こういう状況で、こういうふうにベテランと新人だと差が出てしまいますよ、というお話であったり、業務量がこのようになっているので人を絶対に

充てないと難しいんですよ、ということと、先ほどの決裁の話もそうですけれども、やはり総数として人数がいればよいのかという議論がどうしても出てきているので、いや、そういうことではありません。日々の保護決定事務の審査をメインでやっていて、面接の同席であったり、そういったものと審査をやっているのです、それ以上の業務をやるとなると新たな事故を生み出すことになるので、そこは分けて考えないと難しいですということを訴える形になっています。

○会長 分かりました。

ほかには、いかがですか。

もう少し私のほうから。課税調査の適正な実施の御説明がありました。それで、報告の中にもありましたが、課税調査に限らず、保護受給者の方は届出義務があるんですが、様々な事情でなかなかそういうことができない方がいらっしゃるわけです。そういう意味では、私は、これは越年になることが問題なのではなくて、むしろ持ち越していることの把握ができていないことをきちんと評価すべき。年度内にできればそれにこしたことはありませんが、必ずしもできないということが分かればいいかなと。

同様に年金につきましても、まさに年金も国立市だけでどうなるものではありませんから、障害年金についても診断書その他のこともありますから、これはやはりできていない状況の把握があればいい。そこが曖昧になると事務処理懈怠が生じてしまうのではないかと思います。

それともう一つ、令和5年度の取組でホームページ上の申請書のダウンロードの話ですが、国立市の皆さんがどこまでお考えになっているかは分かりませんが、これは画期的です。多くはまだ水際作戦だとか、申請書をカウンターに置くとか置かないという議論をしている中で、ホームページでもう掲載しているわけです。前回このお話があったときに、面白半分じゃないですけども、興味本位でいたずら半分の申請が出てくるのではないかと。今、多くの福祉事務所がカウンターに置くことであるとか、このような形で行うことに対して否定的なのは、それでなくても業務がいっぱいなのに、いいかげんな、面白半分なものが出てくるのが怖いというのが1つの意見ではないかと思いますが、必ずしも現段階での国立市の実践の中では、そういうことは行われていないと。

そういう意味では、やはり権利としての生活保護であるとか、住民の生存権をきちんと保障しているものであるもので、1000世帯に満たない自治体ではありますけれども、これはすごく評価できることではないかと感じています。

私からは以上ですが、あとはほかの委員の方、お願いいたします。

○委員 今、忘れないうちに、御意見のあったホームページに掲載している件ですけども、実際に使われたのが数件だったとしても、見た人の数はもう少しあるのではないかなと思います。閲覧数と実際に使った数のギャップがもしかしたらあるかもしれませんが、生活保護の申請というのは結構躊躇されている方が多い中で、どのようなことを申請書に書くのかというイメージがつくだけで、多分、壁を乗り越える1つの頼りになると思うので、そういう意味では、国立市の市民の方にとってみたら、福祉事務所に行ったときにこの書類を書くんだな、というイメージがつくだけでも1つ大きなメリットがあるのではないかと思います。もしかしたら、お金がないからプリンターを持っていないとか、スマホでは見られるかもしれないけれども、印刷するお金がないとか、そういう状態もあり得ると思うので。でも、取りあえずホームページを見ただけで、見ることに意味があるのではないかなというのがありますので、そういう意味で捉えてみてもいいのではないかなと思いました。

少し質問ですけども、総括資料の4ページ目に過不足1ということで1人加わっているという形

ですけれども、「ケースワーカーが1名病休中」と書いてあるんですけれども、これはプラス・マイナスゼロになっているという状況なのか、その辺をもう一度、教えてください。

○事務局 机上に配付させていただいたもので見ていただければ分かると思いますけれども、病休者が出ております。もともと定員管理の考え方は資料にあるとおり、相談保護係としては14名が定員ですよという形でしたが、病休者が発生したことで1名すぐ充ててもらった状態で、これを絶対解消しないでくださいと今継続要望している形です。令和4年度が終わる時点で病休者は復職してしておりますけれども、復職したばかりの状態です。過員解除されては困りますという話をして、令和5年度も過員のままでまたスタートできた。令和4年度までの過員の理由としては、この委員会をやっているということで、事務懈怠があったことを改善するために係長職は1名多くてもいいですよ、という形の過員を配置してもらっていた。令和5年度について言うと、ケースワーカーが病休に入っていたので、これを解消されては困ります、ということで、そのまま過員を維持してもらっている。その職員は復職しましたけれども、資料で見ていただければおわかりかと思いますが、年度の途中でまた病休に入ってしまったので、今は、実数としては14人しかいないという形で、現状では受け持ちのケース数をそれぞれのケースワーカーに少し増やしてもらって、係長級がケースワーカーのほうに下りていくのではなくて、ケースワーカーが頑張ってもらっているという形にしています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。（過員は）病気の方の代理とか、そういう意味合いで入っておられるということなので、聞くとは思いますが、ほかの自治体でも生活保護の業務は結構大変なので、休みに入ってしまったたり、病気になられる方も多いと思いますけれども、そういう中で、ぎりぎりでするよりは、本当に少しゆとりがある中でやっておかないと、かつかつでやって、身も心も削ってやっているということになると非常に厳しいかなと思います。

そういう意味では、プラス1というのは本当に、国立市では、言い方が良くないかもしれませんが、通常的生活保護というような、法定受託事務でやるという、国に言われていることだけをするというよりは、市民目線に立って、国立市の福祉制度として機能するように取り組んでいるということで、先ほども研修で外へ行かれたり、いろいろするという取組の中での人員配置を求めていかないと回らなくなってしまうので、きっちり仕事をしていくための人員確保ということで、話をしていく必要があるのかなと思いました。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 では、これに関連して。人員については余裕を持たせたほうがいいというのはおっしゃっております。資料で令和5年度の4月1日付、965世帯だというのを頂いて、1ケースワーカーで割ると80世帯ぐらいですかね、これで法定の標準数だと思いますけれども、前に会長から伺ったのが、記憶が確かか分かりませんが、8割ぐらいは淡々と給付すればよくて、2割ぐらいをケースワークが必要という話にすると、2割で出すと16世帯ぐらいのケースワークが必要そうだなとなると、月に20営業日だとすると、1世帯に1日かけて、もう少しといった感じだと思います。

ただ、ケースワークが必要な度合いにもいろいろあると思うので、それで本当にいいのかどうかと、あと、人間が働いている以上は病気にもなるでしょうから、そうすると、本当は80世帯が妥当かという話はあったと思いますけれども、例えば60とかになっていけば突発的に多くなっても乗り切れるということもあるので、もう少し世帯数を減らす方向に動いたほうがいいのかなとは思っています。

やはり公的機関、パブリックマネジメントの理論で効率性、効率性で、3人でやっていた業務を2人にしてみて、2人でできてしまったら2人にする、というような話になりがちですけれども、それ

は本当に過重労働で補っているみたいなどころがありますから、そうじゃなくて若干暇なときもあるぐらいが、やっぱり健康的な自治体というか、組織だと思うので、その点はとにかく余裕のある人事を要望したいなと思っています。

あと、話題に出たことで言うと、ホームページの申請書の書式を私もすばらしいことだと思っていて、公開すること自体が、うちは拒みませんというメッセージだから、これは利用されなくたって全然いいと思います。欲を言えば、何となく私は今ホームページを見てみて、申請書とかは下のほうに淡々と並んでいるので、生活保護のしおりの1ページ目と2ページ目みたいな図をばんと出して、申請したい人はこれを使ってくださいという感じで、小難しいことを考えなくても、3番窓口へ、という形にしたほうがオープンな感じがあって、よりいいのかなと思います。

ほかの自治体は、確かにいたずらみたいなのを警戒しているのかもしれないですけども、その方たちが思っているより生活保護のスティグマは結構ひどいから、別に好き好んで受けに来る人はそんなにいないと思います。それぐらい今、事実上申請のハードルが高いので、公開してもそれほど来ないと思いますね。

あと、アセスメントの話ですけども、援助方針を立てるに当たって、世帯を訪問して、見て、アセスメントしてから今年はこれをやろうという流れが正しいので、ぜひやっていただきたいとは思いつつ、さきほどのケースワークの濃度の話じゃないですけども、全部が全部完璧な計画どおりにやると過重な負担な気がするので、そのあたりの実態が今どうなっているか分かりませんが、やっぱりケースワーカーの必要性が高い案件とか、生命、健康の観点で緊急性が高いものの色分けみたいなものをするという発想でもよくて、こういう必要性が高いものについてはより完璧な計画でいいと思うし、これに該当しないものは別に一見中身がなくても淡々と毎月保護費を渡しますでもいいのかなと。そこは全部が全部100%投入でなくてもよいのではと思いました。

思いついたところは、そのぐらいです。

○会長 他の委員はいかがですか。

○委員 私も今、委員がおっしゃったように、しおりのほうにも申請のときにホームページからもダウンロード可能ですという一文が、今、ホームページを見ながら話していますけれども、あっていいかなと思いました。

人員のところも、皆さんがおっしゃるとおりですけども、速やかな補充がされることであったり、補充された職員がケースワーカーの経験があって、入ってきてまたそこで一から指導してということではなくて、すぐに動ける人というような形で補充してもらえたりということは事前に話していただけているとは思いますが、そういった補充であったり、人の配置というところを継続していただければと思います。

○会長 4ページのケースワーカーと査察指導の組合せの話ですけども、市は定員管理上、ワーカーと査察指導員の合計で14人だと言っているわけですね。ワーカーと査察を分けていないということですか。これは現場的には分けないほうがいいのでしょうか。

○事務局 現場的に分けてほしいということで話しています。

○会長 現場も分けたほうがいいと考えているわけですね。それを前提でしているならば、この市の考え方というのは社会福祉法で違反です。ケースワーカーと査察指導員は別に明記されているわけですから、これを合算するというのはあり得ないし、不祥事の温床です。実際に起きているのは、係長が、査察指導員がケースワーカー的なことをやって不祥事を起こしているとか、あるいはケースワー

カーが査察指導員を飛ばしてやってしまうとか、ケースワーカーと査察指導員は、ここで言うまでもなく業務が明確に違いますから、これを合わせる市の定員管理自体が、現場が要望していれば、また別の議論が起きるかもしれませんが、これは大きく変えてもらいたい。ケースワーカーは何人、査察指導員は何人で定数管理をやるべきだと思いますし、ほかの委員の御意見もありますけれども、ここは強くこの委員会で申し上げていいかなと。しかも社会福祉法上、指導監督職員と現業職員は分かれていますからね。というふうには思います。

では、ほかには。場合によったら、また戻ることもありで、時間もありますから続けてよろしいですか。

では、次に国立市による次年度の取組みについて、お願いいたします。

次第5【次年度の取組みについて】

○事務局 それでは、総括資料の8ページ、こちらを説明させていただきます。8ページ、9ページを連続して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

8ページは、今年度の反省を踏まえて次年度取組もうとしていることについて説明させていただきたいと思います。また、令和4年度の審議会の資料に掲げておりました令和5年度に取り組むべき課題を踏まえて振り返りを行っていきたいと思います。

①業務効率化の推進、こちらは令和4年度の審議会で提案いたしました。こちらにつきましては既に本資料の7ページで説明をしているところでございますので割愛させていただきます。

②健康お悩み相談会の実施ということで、こちらは資料4を使いながら説明させていただきます。

健康お悩み相談会、目的と開始の経緯につきましては、生活保護行政で健康管理支援事業という事業が平成30年度に法制化され、令和2年度に必須事業化されております。こちらの目的としましては、生活保護の利用者の生活習慣病の発症予防ですとか、また、重症化の予防を目的として、この制度がつくられております。

この制度の事業の一環として国立市独自で行ったのが、この健康お悩み相談会でございます、こちらは昨年の6月、令和5年6月から試行、同年7月からホームページ上で正式に公開して、今現在、毎月実施しているところでございます。

内容としましては、毎月1回、生活保護費の支給日に合わせて市役所の相談ブースを1部屋貸し切りまして、保健師が簡易な健康相談及び健康診断を実施しております。基本的には予約は不要でございます、お1人当たりおおむね15分程度、血圧の測定ですとか、筋肉量も測定可能な高性能な体重計がありまして、そちらを使いまして健康診断を実施しております。健康相談につきましては、簡易な問診も含めて行っております。

こちらは事業が始まりまして約半年と少しでございますけれども、当初は1回当たり10名以下の参加者でしたが、1月現在、平均して月15名程度御参加いただいております。保護費の支給日ということもありまして、受け取りに来られる方が参加者の大半ではありますけれども、継続されている方もいれば、初めての参加以降は参加されない方も両方いらっしゃいますけれども、1月現在は参加者の約8割が2回以上参加、継続して参加している方でございます。

継続して参加されている方については、血圧のデータですとか、定期的に測定を行いますので、その健康状態を追うことができるというのが、まさに生活習慣病の発症予防につながっていると言えるのではと思うところですが、一方で、1回のみ参加された方につきましても、数値的な継続的

なデータは追えないですけれども、自身の健康状態を知ってもらう一つの契機として、定期的な健康診断を引き続き受けてください、という促し行って、御利用を終えているところでございます。

以上が健康お悩み相談会の説明でございます。

続いて、③の相談しやすい窓口環境の整備につきましても同じ資料を使いまして説明させていただきます。

資料4の2ページ目をお開きください。相談しやすい窓口環境の整備について、ございまして、目的と開始の経緯でございます。生活保護の相談は、自身が生活困窮に陥っている状態から精神的な余裕がない方が多い状況でございます。また、生活困窮等の経過を、御自身のことを市の職員に説明しなければいけないということもございまして、来庁して、そして相談することへのハードルは高く、相談したくてもできない方は一定数いらっしゃるかと考えております。そのような相談のしにくさを少しでも取り払いまして、相談しやすい環境を整備する必要があることから今回の取組みにつながっているところでございます。

この取組みにつきましては、大きく分けて2つ提示させていただいております。1つ目が、概要のところ、(1)、写真を見れば一目瞭然ですけれども、庁舎の窓に模造紙を貼りまして、窓口案内を掲示しました。案内は庁舎の窓口番号のほか、市のホームページにつながるQRコードを掲示しまして、相談したい方が事前に調べられる、また、手続の流れが分かるようにさせていただいたところがございます。

続いて、(2)は3ページ目の写真になりますけれども、庁舎1階の赤ちゃん休憩室ですけれども、こちらに寄附を受けました女性用品ですとかコスメ類を自由に持ち帰れるように設置しているところがございます。休憩室内につきまちは掲示を貼りまして、御自由にお持ちくださいという掲示をしておりますけれども、お困り事があれば福祉総務課にいつでも相談してくださいというようなメッセージも同じく掲示しているところがございます。

また、一部設置できていないものもありますが、配布物の中に、同じように相談してくださいという小さなチラシも、ポケットティッシュのチラシのようなイメージですけれども、そういったチラシを同封しまして、寄附したものを持って帰ってもらうということをさせていただいているところがございます。

こちらにつきましの結果や成果ですけれども、庁舎の窓ですとか、赤ちゃん休憩室の掲示を見て実際に来ましたということは、統計を取っているわけではないですけれども、実際に、特に赤ちゃん休憩室の設置物につきまちは、朝、設置して、夕方頃に数個減っているということが間々ありましたので、やはり実際市民の方が持ち帰っていただいているということが分かっているところがございますので、周知の方法としては機能していると考えております。

以上が②、③の説明でございます。

続いて、こちら、分厚い資料、④生活保護のしおり（利用者版）の作成ということで、こちらも案でございますので、ぜひ読んでいただいて御意見をくださいというところではありますけれども、まず成果としましては、こちらは昨年度つくった生活保護のしおり、新規の方向けをつくりましたけれども、こちらと同様に2月の下旬からまさに先週末まで、ホームページ上で案を公開させていただきまして意見を募ったところでございます。

残念ながら、明確に意見をいただいたわけではないですけれども、これにつきましては、1月下旬に全受給者の方に今公開中です、と手紙を送らせていただいて御意見を募ったところでありまして

ども、しおりについてはあまり意見がありませんでしたが、同封したその他の書類については結構反響がありましたので、これについてはぜひ参考にさせていただきたいと思っているところでございます。

同封した書類の一部が7ページに近い内容でございます。細かい説明は省きますけれども、収入充当という制度について説明するチラシを同封させていただきました。この制度は多少難しい制度でございまして、ここをなるべく利用者さんに御理解いただきたくて、この手紙を送ったり、しおりにつけたりしましたが、この収入充当の資料については、委員からも、難しさがあるのではなかろうかという御意見をいただいているところでございまして、今回、案に載せたところではありますけれども、この後も、引き続きこのとおり載せるかというのは、もう少し考えなければいけないかなと思っているところでございます。

具体的に分かりにくいですとか、少し理解しにくいという御意見が1件や2件ではなかったところもありますので、分かりやすくするのか、むしろもうこのページを一切なくしてしまうのかということも検討しなければいけないかなと思ったところでございます。

同じくしおりのところで、委員からは、例えば、ルビを振ったしおりですとか、また、音声で読み上げてくれるしおりですとか、そういったものがあつたら、もっといいのではなかろうかという御意見を頂戴しているところでございます。こちらにつきましては、今回はしおりを利用者版ということで御意見をいただいたところではありますけれども、今年度、来年度、再来年度の先々の話として、どんどんグレードアップしていくのがいいのかなと思っているところでございます。それはルビをつけていくというのもそうですけれども、今回、課題として感じたのは、利用者版のしおりが全部の利用者にはヒットしないと。例えば、仕事をしている方に対しては中途半端ですし、母子世帯の方にはまた中途半端という御意見がありまして、それを我々事務局としても実際つくってみて感じたところではあります。今回、利用者版のしおりを1回作成して公開しようとは思っておりますけれども、先々の目標として、目的別、世帯別でしょうか、御利用者さんに合ったしおりをつくっていくのがよろしいのではないかと考えているところでございます。

その他、委員からは、例えばこういう制度を書いたほうがいいのか、細かい各論の部分の内容がありまして、そういった各論のところは、今回、一個一個は説明しないですけれども、つけ足しさせていただこうかなと考えているところでございます。

以上が資料5、生活保護のしおり（利用者版）の作成の説明でございます。

続けます。⑤物価高騰支援対策事業、こちらは昨年度と同様の実施なので詳しく説明はしませんけれども、昨年度に引き続き、物価高騰の影響がありまして、昨年度は食料品を購入して困窮者の方にお配りする、また、年末年始、昨年度もやりましたし、今年度もやらせていただきましたけれども、年末年始困りごと相談会実行委員会さん、NPO法人さん、団体さんと協力しまして、市が後援という形で実行委員会のお手伝いさせていただきまして、そちらのほうには食料を寄附したり、また、実際に福祉事務所、年末年始なので一般的には市の庁舎は開いていないんですけれども、市の職員が数名常駐するというのもさせていただいて、お手伝いしたというところがございます。

続いて、⑥の研修につきましては、既に7ページ、資料3で説明したところでございます。

続いて、9ページ、令和6年度に向けて、に入らせていただきます。令和6年度当市で取り組むべき課題、また、全国的な生活保護行政に関するスケジュール、一部、先ほどの事務許可からの説明とも重複する部分がありますので、御了承ください。

1つ目に、利用者アンケート、不適正な事務処理が判明して以降、当市は生活保護行政の適正な実施のため、様々な取組を行ってきまして、令和3年度に立正大学の池谷先生と協力させていただきましてアンケート調査を実施したところでございます。その際には、ケースワーカーの説明の分かりやすさですとか、生活保護のしおりの分かりやすさ、また、生活保護を受けてよかった等の生活保護の制度の理解ですとか利用しやすさについて質問させていただきました。令和3年度はまだ取組みが半ばだったこともありまして、今回、3年経過したというところもございまして、その取組みの効果が果たして表れているのかどうかを職員の肌感覚ではなくてアンケートの集計結果、数字としてぜひ把握したいというのが令和6年度の1つの目標でございます。

2つ目、②近隣市との意見交換、研修の実施でございます。多摩地区の26市では査察指導員連絡協議会という係長級の集まりがございまして、こちらで定期的に意見交換を行っております。ただ、この意見交換は、基本的には出席する方は査察指導員1名とか2名でございまして、やはり限られた人数で、その自治体の意見や考えの総意なのか果たして疑問なところがありまして、よく生活保護行政である話であります、引越される方の実施する管轄が変わるというところで業務の「移管」があるんですけれども、そういったものは見解のトラブルが起きやすいという実情がございまして、また、情報交換の量も査察指導員連絡会だけでは不足を感じているというのは否めない状況でございまして、そのような現状から、26市のうち、まずは比較的考え方や理念に近い自治体さん、やはり26市の中で考え方が合う自治体もあれば、合わない自治体もあるということがございまして、考えの近い自治体さんに声がけさせていただきまして、研修や意見交換を設ける取組みを始めたいと考えております。

具体的には、まさに国立市は研修をたくさんやっておりますので、この研修を他自治体の職員を招いたり、あとは各自治体の独自の取組み、国立市で言いますと、まさに援助方針会議とかがよい例かと思っておりますけれども、こういった取組みを共有し合うことから始めたいと考えております。

続いて、③と④は既に説明したとおり、医療扶助オンラインの資格確認の開始がもう既に年度末から始まりますというところが③でございまして、④につきましては、生活保護システムの標準化が6年度から動き出して7年度に基本的には始まるということで、いずれも初めての国のシステムの導入でございますので、やはりシステムトラブルは容易に想定されるかなというところがございまして、こちらは、今から備えることはなかなか難しいですけれども、トラブルを見据えた、先ほど委員のおっしゃいました人員の余裕みたいなところは必要なかなと考えているところでございます。

以上、9ページの説明でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長 では、ここまでで御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員 まず、健康の管理支援事業についてで、きっと今は適正に実施していただいているんだと信じていますが、法律家的な視点で申し上げますと、くれぐれも介入は慎重にいただきたいなというふうに思っています。やっぱり健康とか医療情報は、もちろん医療扶助実施の立場からするといろいろ気になるころではあるとは思いますが、ただ、基本的には、どなたであっても怠惰に生きる自由もあるし、不健康に生きる自由もあるのですよね。やっぱり福祉事務所の権力性みたいなものが出やすい分野で、医者にかからないとこうなる、といった話とか、入院しないとこうなる、というような話を法律相談の場でも聞くことがあって、本当にその方がおっしゃっているようなことを言われたかどうかは分からないのですけれども、少なくとも受給者の方がそう言われたように受け止めてしまう場合もあるので、やっぱり健康診断を受けないこととか、医者にかからないこととか、いろいろです

よね。そのことを、何でそうなのかというところに、ケースワークのある種、ヒントにするのはもちろん大切だと思いますが、そこを指導指示みたいなことに直結させるようなことにはならないようにしていただきたいというのが、熱心にやられているからこそ過剰介入に注意していただきたいというふうには思います。

これは他市の事例なので何とも言えませんが、やはりこういうことが、例えば、妊娠した若年女性に対して、3人目、4人目だという話のときに、今度こそは墮胎をしないと生活保護を打ち切るぞみたいな指導をした例も最近、最近と言っても数年前ですけれども、聞いていますので、そうやってしまいがちなので、いいことをしている、と思うときこそ危ないので、御注意いただきたいのがひとつ。

それから、しおりに関しては、先ほど事務局が触れていただいたところを敷衍してですが、やはり生活保護利用者の方はいろんな属性の方が混じっていると思うので、多様な情報提供のチャンネルがあったらいいなと思うのですよね。国立市は分かりませんが、最近、多摩地域は外国人の方も増えてきて、さすがにあらゆる各国語を用意するというのは厳しいので、例えば、外国人の方にも理解しやすいやさしい日本語みたいな視点で資料をつくっていただくとか、あと、割と若い世代は動画とかで情報を摂取している面もあるので、それは御負担が大きいでしょうけれども、コンパクトに、5分ぐらいこれを見れば、この分野は分かるみたいな、超コンパクトな動画があるとか、何かいろいろ工夫の余地はあるのかなとったりして、そうやって発信することが逆に職員の学びにもつながる点があるので、そういうのが、御負担をさらに増やす意味ではないけれども、あったらとても利用しやすくなるだろうなと思います。

そういう意味での、ルビを振っておけばいいというわけじゃないけれども、ルビを振るのもそういう一歩でいいなと。情報保障というのはすごく大事だなと思っているので、あと、私の事務所に弱視の当事者の弁護士がおりますけれども、彼がよく言っているのは、PDFファイルにされると文字の読み上げソフトが使えないから目の悪い人には結構大変だという話があって、資料とかも、実は読み上げ版をテキストファイルとかで用意してあげると、視覚障害の人にはとても情報保障になるとか、そういう観点もあっていいのかなということで申し上げました。

○会長 ほかにはいかがですか。

○委員 ついでにいいですか。私もしおりについて思っていましたけれども、読み上げできるようにテキストで、PDFで読めるバージョンがあると思うんですけれども、そっちにさせていただいたら、翻訳もグーグルでできたりもするので、どの言語でもいいし、結構それでアップしておく。そこまでされるのは少し難しいかもしれませんが、今のところ、そのような利便性が高くなるので、読み上げができるデータを置いておくというのは結構重要なのかなと思います。視覚障害も対応できるし、外国人の方も対応できるし、文字を大きくしたりすることもできるし、いろいろ便利だなとは思っています。また、そういうのを得意でない人もいるので、そういうのもちゃんと窓口で対応できるようにしておいていただけたらいいなと思ったりします。

1つ質問がありましたけれども、もしかしたら説明しにくいことかもしれませんが、6年度に向けて考え方や理念が近い自治体の中にあるところの考え方と理念というのは、利用者目線に立って生活保護をしようと思っている自治体ということで理解したらいいということでしょうか。その意味が分からないと、もしかすると、別の意味であつたら困るので、一応確認だけ。

○事務局 26市の係長会議にあたる査察指導員連絡協議会というものと、26市担当課長会というものがあり、それぞれの職層で話をしています。

その中で、査察指導員連絡協議会や、担当課長会で話していく中で、意見交換ができていた自治体さんに個別に声かけをし始めているところです。そういった自治体は、何で意見や考え方の相違が起きてしまうのだろうか、批判ではなく、それぞれの自治体なりに事情があると思うので、そういった背景を一緒に考えていけるといいかなと思っています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 しおりについてですけれども、細かな文言はまた別にして、7ページの収入充当のところでは、私は、補足性の原理と前渡一括という原則がありますから、例えば稼働収入がある場合は保護費を収入認定するということはきちんと説明すべきだとは思いますが、ここで言っているのは返還のさせ方ですね。それが、あたかも収入充当が原則であるかのように1ページかけて行うのは、やはり不適切ではないかと思えます。

というのは、本人の承諾云々ということは前提ですけれども、前渡一括、補足性の原理から言うならば本人が返すべきです。だからこそ金銭管理ができるわけです。だから、そういうことを考えると、ここでこんなに多いのはどうかと。むしろ、基準があって、収入があったときに前渡一括だから返還金が生じるということを丁寧に説明する。そこが多くの方が誤解しているところではないかと。そちらのほうに力点を置いたほうが恐らくいいかなと。返還金を充当かどうかというのはもう少し違う議論かなというふうには思います。

それと、令和6年度に向けてですが、オンラインとかシステムの標準化というのは大変なことですが、これは全国の話ではあるんです。ただ、マイナンバーで生活保護を入れるかどうかというのも国立市だけでは議論できない問題ですから、ここで議論することはどうかとは思いますが、実は、別の目線で言うならば、保護を受けることによって国保に加入できませんよね。いまだに子どもたちが修学旅行であるとか遠足のときに保険証のコピーを持ってきてください、という学校があるわけです。そこが非常に子どもたちにとって、保護を受けることがスティグマであったり、中には、だから修学旅行は行きたくないと言う子まで出るわけです。その中で、マイナンバーカードによって医療券を一々取りに来ないでいい、あるいはそのようなことが本当になくなるかどうかは分かりませんが、というように前向きに、保護者にとってメリットがあるような展開を考えていただければと思います。

医療扶助の問題で大きいのは、今言った子どもの件もそうですけれども、建前としては、わざわざ申請をして、医療券をもらって医療機関に行かなければいけないと。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 しおりの話続きで、細かいところですが、3ページのところに職員の役割のようなものを書いていただいていると思うんですけれども、ここだけ相談者目線というか、人数ではなくて、この役割はこうですという書き方になっているから、逆に、こういう相談をしたいときはこの人へ、というような書き方のほうが分かりやすいのかなと思っています。前後は今つまびらかに見られていないですけれども、その人がこういう発想をしたときにはここみたいに誘導できるような動線で資料全体をつくらせていただけたほうがいいのかと思ったのと、私のところの法律相談でトラブルになりがちなのが、何とか扶助を出してもらいたいときに、自己判断で支出してから、出してもらえなかったという相談は結構あって、別にそれは福祉事務所側の落ち度ではないですけれども、それを、4ページに「事前申請が必要であったり」と書いていただいているんですけれども、もう少し自己判断で支出すると出ないときがあるから相談してください、というところを強調したほうがいいのかと思っ

たり、少しでもこういう媒体でコミュニケーションギャップをなくしたほうがトラブルは減るかなと思って、細かいですけれども、そんなところを思いました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

○委員 7ページの注意事項のところですけども、新規相談者向けしおりのほうの9ページには補足性の原則のところ最低生活費と表が書いてあると思うので、私もついこの間、これを説明する機会があったので、自分で表を書きながら、働いたら取り分が減ってしまうのではないかということをお心配されてということがあったので、そうではなくてということで、基本的には働いて、それでも最低生活費に足りない分はちゃんと保護費として支給されます、ということをお表に書いて説明した表が、ちょうどこの利用者の方へじゃないホームページに掲載されているほうに載っていたので、こっちは分かりやすいなと思って、そこにうまく補足されるような形で。

○委員 ここは利用されている方だから、使っておられるので金額とかも載っているから。

○委員 そうですね、受給者にとって分かりやすく、これはちゃんと支援してもらえると。

○会長 一般的に補足性の原理を説明すると、多くの方は収入申告をきちんとしてくれます。不足分がもらえるから。なおかつ前渡一括だから後で精算して追及するとか返還が生じますということは、丁寧に言えばほとんどの方は分かる。ところが、そこが曖昧になってしまうから、(保護費が)取られてしまったとか、減らされてしまったとかという誤解が生じる。

○委員 今のところは、この計算はこれでいいのかもしれないですけども、実際には控除とかありますよね。そういうことを書いておいたほうが。このままだと、本当にそのまま引かれてしまうように見えてしまうので。

○委員 新規相談者向けのしおりには基礎控除とか必要経費というのも書いてあるんですよ。

○会長 では、また何かあれば戻ることということで、次に、次第ですと6に移って、各委員の意見ということで、ここまでで御意見、御感想も含めてあれば、委員からお願いいたします。

次第6【各委員からの意見】

○委員 この問題が最初に起こったときから思うんですけども、様々なよい取組を行われてきていて、本当に今、質をいかに高めていこうかということが課題というか、目標になっていて、それが非常にうれしいことで、そういったところをよりよく利用者の方に情報提供するのにはどうしたらいいとか、そういったところがメインになっているということが非常に国立市の取組みの進んできているということの証拠じゃないかなと思いますし、今、しおりの話でもありましたけれども、このままでは個別の利用者、例えば障害をお持ちの方とか、ひとり親の世帯向けの情報が足りないということももう既に見えているということ自体が、職員さんも水準が高まってきている証拠じゃないかなと思います。

また、いろんな取組みがなされているんですけども、私自身がよいなと思ったのは、ケースワーカーの方の集まりができていてということで、江戸川区で問題が起こったところの話を伺ってみると、やっぱりワーカーさんが孤立しているみたいな話があって、そこで誰にも相談できずにいろんな問題が生じていたということがあったという話が報告書にも出ていたと思うんですけども、国立市のほうではワーカーの方の悩みが気軽に相談できる機会があり、またよりよいサービスの改善とか生活保護の業務をどうやって効率よく、うまく利用者のために使ってもらえるのかということとかが議論で

きるのではないかなと思いますので、そういった職員さんの横のつながりが出来上がってきているというところは非常によいなというふうに思いました。

ほかに、このしおりもそうですし、庁舎の窓口に模造紙を貼って窓口案内をすること自体が市民の方にとってみたら、ここは相談していいところなんだ、と。どこかの自治体みたいに、窓口に行ったら追い返されるという話ではないという印象が、これで相談してくださいと言っているので、そういうことの心理的な負担が減っていくかなと思いますので、本当に困った方は相談しにくいという話がよく出ますけれども、そういうことを少しでも受け入れていく、いろんな取組がされているということでよかったですと思いました。

本当に毎年、去年もそうですけれども、取組が非常に進んでいって、模範となるような生活保護業務ができつつあるのかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

○委員 2つお話ししようと思って、ひとつは定数のお話にまた戻るんですけども、1人のケースワーカー当たり80件というのを、違反しないというところを目指したほうがいいなと、さきほど会長のお話を伺って思いました。という観点だと、確かに今もう80を超えていますよね。小数点だけでも。絶対にここを違反しない体制を組むというところを目標にして、どんなに上下しても違反しないだけの人員配置みたいなところをやっていけば少し余裕が出るのではと思って、そこを標準数だし破ってもいいやという発想がどこかに多分あると思いますし、国立市の福祉事務所がというわけではないですが、市の側があまり真剣にこの定数のことを考えていないのかなと思うと、やっぱりこの現業所員数、1人当たり80を絶対超えない、というのをどこかで出したほうがいいのかというのが1点。

もう1点は、せっかく今どんどんいい取組みが積み重なっているのに、外からの応援を得たほうがいいのかなというのは思いました。この審議会も若干外からという面はありますけれども、もう少し、こんないい取組をやっているよ、ということで応援してくれる人をつくったほうがいいのかなと思いました。

ここから先は私も苦手だし、難しいですけども、メディアみたいなものを利用するのも実はありなのかなと思っていて、他市との連携とかが少し形になってきたときに、それこそ新聞社か分からないけれども、こんな不祥事があつたところからここまで立ち直りましたみたいな形で取り上げやすい感じにしてもらって、多摩地域で、今、国立市を中心にいい取組がされていますというのが少し発信されれば、市長さんだって政治家ですから票につながったほうがいいわけです。そういう意味では、やはり福祉行政はしっかりしたほうがいいなと思ったほうがいいわけだし、ひっそりいい取組みを積み重ねていっても、どこか責任者が福祉事務所なんてというようなことをやり始めると全然変わっちゃうから、そういうことはやったほうがいいと思うんです。私はマスコミがすごく嫌いなので、自分自身はメディアに全然出ないからすごく人ごとのように言ってますけれども、そういう使い方もあるのかなと思います。桐生市とか何とかは不祥事報道ばかりですけども、国立は、同じではないです、全然似ていないけれども、不祥事があつたけれども、こうなつたというのをどこかで発信できたらいいですよ。

○会長 委員、お願いします。

○委員 民営化みたいなものが進んできていて、公務員なども非正規化が進んでというところで、最

近も直近、公務員の方の休職者の率がすごく増えてきてということが問題になっているかと思えますけれども、そのような中で、今日のこの頂いた資料は管理的なところで捉えた資料という形でまとめられているのかなど。現場にはもっと生々しい日々のドラマがたくさんあるというところの中で、私は、どちらかというケースワークをする側の者として、働く人たちの、今回の不適切事務が発生したときに、それでもゆらぎながらケースワーカーとして成長し続けていくという環境も大事にしていいただきながら、本当にケースワーカーさんたちが安心して業務に当たれるような議論ということを委員会としても見守っていきたいと感じたところです。

でも、いつも資料を見せていただくたびに、本当にすてきなチームというか、相談保護係がすごくすてきなチームだなと感じるので、健康というか、本当に働く人目線で、それが結果的に受給者の方の安心な暮らしというところにつながっていくのかなと思えますので、引き続き進めていただけたらと思います。

○会長 では私のほうから。先ほど申しあげましたように、ホームページに申請書をダウンロードできるとか、これはやはり全国の生活保護行政の先駆けだと思いますし、そういう意味では、なかなか前向きに走っているなと思えます。令和3年度のアンケートでも、住民の方が保護を受けてよかった、あるいは就労支援を受けてよかったという声はかなり出ているわけです。これもアンケートで確認ができたわけで、例えば、この間、不祥事その他があって改善したと称する事務所はありますけれども、実は私は、本当なのかなと思っています。必ずしも周りが言う、当事者が言うほど変わってきているかどうかは分からないと思っていますが、令和3年のときはある程度改善が見えて、住民の方からも、全てではないんですが、御評価いただいている。そういう意味では、引き続き、やはり自治体行政は住民の信頼に基づいて行われるわけですから、住民の方に、あるいはこの場合は保護受給者の方にアンケートその他で聞くということを行う必要はあるかと思えます。

それと、市の中の話で言うならば、先ほど申しあげました4ページのケースワーカーと査察指導員を定数上、きちんと明確に分ける必要ということは強く主張していただきたいと思っています。社会福祉法の趣旨から見ても、これはおかしい。

それともう一つは、7ページにある計画的な人事異動ということですが、市の人事異動の方針があるかと思えます。ワーカーは、合う人、合わない人というのはどうしても出るわけです。これは生活保護のワーカーに限らず、税務であろうがどこであろうが、やはりあるとは思いますが、その中で合う人、希望する人については、市の異動基準とは別に、もう少し居続けることができるような判断をしてもらいたい。既に他の自治体ではそのようなところも起きているわけです。これは言うまでもなく、保護利用者の中には様々な生活課題があるわけです。その人たちに対する支援というのは、やはり委員のおっしゃるソーシャルワークであって、これは一定の蓄積がないと、本を読んでどうなるものでもないわけです。

さらに、生活保護の場合はソーシャルワークを踏まえた経済給付をしなくちゃいけない。そうである以上、やはりテクノクラートとは言いませんけれども、生活保護行政に精通した人が一定程度常に配属されて住民に向き合う、あるいは、その人が新たに異動してきた人をアドバイスする、助言する、指導するということで、12人あるいは13人のケースワーカーの層を厚くすることが組織的に、たまたま来た頑張るケースワーカー、頑張る査察指導員に任せるのではなくて、市が組織的にそういうものをつくっていかないと、数年たったら、また保護手帳も分からない人ばかりになりかねない要素が起きるのではないかと思います。ですから、そこはやはり市のほうに強くお願いしたいところだ

と私は思いました。

では、ここまでの意見を聞いて、事務局へのさらに補足とか質問はございますか。よろしいですか。事務局からは、いかがですか。

次第7【その他】

○事務局 この生活保護行政等運営審議会は、一応「等」を入れておりまして、国立市の生活保護行政という部分もちろんそうですけれども、実際に80対1ということが妥当かどうかという御意見をいただきたいなと思っております。今、私のほうで年度末に向けてケースワーカーに面談をしながら意見を聞いている中で、実際に人が今、1人病休に入っているので80対1が現実的にはできていない中で、みんなどう今感じているかを聞いているんですけれども、やはり件数でははかれないという意見があったり、そのほか、正直言って100だと想像がつかないので無理です、という意見があったりとか、経験が浅ければ80でも、今でも回っていないのできつきつですという職員もいたりとかで、我々としては、今回の御議論をいただいた中にもあったとおりで、病休とか、例えば、今ですと制度が整っているので産休、育休を取る職員も当然いるので、結構1年間を通して職員が全員フルで在席しているということがあまりない状態です。そこら辺で80対1だけを主張していると絶対足りなくなってしまうかなというのが、我々事務局としては感じていて、そもそも80対1ということについてどう委員の皆さんが感じられているかご意見を聞いてみたいと。

○会長 では最初に私から。江戸川区で遺体放置という大変な事件がありまして、その検証委員を私はさせていただきました。そこには民生委員さんも入っていらした。最後に民生委員さんからの意見で、報告書の中にもありますが、80ということだけではなくて、やはり保護受給者の方は様々な方がいるんだから、生活困難、課題の質を考えて行うべきだろうと。80という数字だけを1人歩きさせるのはどうかという趣旨の御発言、御意見があったわけです。

そういう意味では、事務局のお話のとおりだと思いますが、実は生活保護ケースワーカーの本来の業務がどういうものなのかというのが整理されていないのではないかと。これは昨年、私が「支援困難事例から考える生活保護ケースワーク」という本を書かせていただきましたが、その整理がおよそできていない。つまり、ワーカーのフィールドがはっきりしていないわけです。恐らくケースワーカーの方とか実務をやった方は御存じだと思いますけれども、入院の保証人になれとか、ごみ屋敷をどうしろとか、あるいはそれって生活保護行政ですかというような話まで現実に行うわけです。

つまり、フィールドがはっきりしない中でカウントすることができるのかという大きな問題があるわけです。沿革的に考えると、厚生省は60世帯であると。当時の大蔵省が100世帯だから、足して2で割ろうとか、あるいは1951年に社会福祉事業法ができたときは福祉三法の時代なわけです。児童福祉法と身障法と生保しかないわけです。このときに80とか65とか言っておるわけです。その後になりますけれども、福祉三法の話で。

そういうことを考えると、実は80が妥当かどうかというのはなかなか難しいけれども、なら代わりに幾つがいいのかというのを実証的な積み上げた議論がない。この間、古い東京都の資料であるとか、いろいろな労働組合の積み上げを行いました。どうもうまく成功しているとは思えないわけです。そう考えますと、少なくとも社会福祉法で標準数が80であると。80を超えていることで不祥事であるなり、問題が起きるならば、最低80は守られるべきであろうと。その上で、いや、90でもいい、100でもいいということであるならば、その根拠を明確にすべきではないかと思えます。

私は地方分権で社会福祉法が定数から標準数にしたのは必ずしも否定的ではなくて、標準であるから、地域によっては65のところもあるかもしれない、70のところもあるかもしれない、場合によっては90のところでも妥当なところがある可能性はあるわけです。

だけれども、それは実践から恐らく積み上げることだろうけれども、どういう手法で積み上げればいいのかあまり整備されていないような気がしています。ワーカーとしては数が少なければ少ないほどうれしいに決まっていますから、これは幾つがいいかなみたいな。経験的に90、100であったら恐らく機能しないけれども、実際に関西では、私の経験でも130、150持たされている自治体はかなり出てきているというのがあるので、比較ができない感じはしますけれども、委員、どうですか。勝手に語ってしまいましたけれども。

○委員 私が2000年ぐらいにウィスコンシン州のミルウォーキーというところで調査したときは、そのケースワーカーは1人当たり35世帯だったんです。ただ、状況は全然違って、向こうは稼働年齢世帯だけを対象にしていて35世帯、日本の生活保護というのは、高齢者の世帯もあれば、母子世帯もあれば、障害者世帯もあれば、基本的に何でもありなので、要するに、対象者がはっきりしていないからどれぐらいがいいのかというのは、そこが明確にならないと、どうしても明らかにできないと思います。

諸外国は大体対象者ごとにケースワーカーを配置しています。日本はジェネラリストで、誰でも対象とするというやり方をしているので、近いから訪問しやすいとか、そういう議論になっていますけれども、ヨーロッパでは基本的には高齢者専門とか障害者専門のケースワーカーの人が必ずいるということと、もう一つ、この議論に輪をかけてややこしくするのが、現金給付とケースワークを一緒にするのかしないのかという議論もあって、今のケースワーカーのお仕事の中で現金給付の仕事は、80ケース分を毎月、どれだけ適切に給付できるか金額を出すのも、また、課税調査をすとか、様々なことが重なっているんで、ケースワークするだけではなくて、お金の計算とか、そういうことも重なっているんで、そう考えてくると、本当に80ケースが妥当なのかどうかといたら、昔に比べたらすごく忙しくなっているという話を聞いたので、昔の80ケースと今の80ケースは全然意味が違っているのかなと思います。

今、介護保険とか、障害者の総合支援法とか、様々な制度がすごくきめの細かいルールの下で運営されていて、そういうことも知らないケースワーカーとしての仕事にならないので、制度が増えていって、制度もすごく細かくなってきている中で、そういったことに対処できるケースワーカーを考えていくということは、本当に80ケースでは全然足りないのではないかなとは思っています。

○会長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。

○委員 多いかどうかは、多いと思います。何ケースなら適正なのかというのは、もちろん数ではないというのは分かるんですけども、とはいえ数で言うなら、ごめんなさい、ここからは素人談義です、そういう前提で聞いてほしいですけども、50ぐらいが私は適当かなと思っています。

というのは、今、私が自分のパソコンで調べたら、多分、今、民事・刑事・行政事件のケースで大体50件ぐらいで、ほかにいろいろ細々足すと、多分100件ぐらいです。100人ぐらい担当していて、ほかに法律相談とかもあり、もうキャパオーバーもいいところですけども、取りあえずそれは置いておいて、民事、刑事、行政の50ケースだって結構その時々進捗はありますけれども、このケースをやって、このケースをやっていると結構あっという間に1か月過ぎてしまいます。動かすケ

ース、寝かせておくケースと分けたとしても人間の能力で把握できるのはこのぐらいなのかなと思うぐらい、これは臨床家、実務家としての感覚です。なので、50ぐらいで人を見て、かつ、今言ったように様々な福祉サービスとの兼ね合いを把握したり、保護費を渡したりとかという事務を考えると、別にあながち弁護士業とそんなに違わないのかなと。50ぐらいでも忙しいと思います。やっぱり多くの弁護士が50ケースぐらいを回すものでも大変という話をしていますから、30から50ぐらいが適当という、もっと少なくてもいいような、ウィスコンシン州の35なんてうらやましいなと思いますけれども、そうもいかないから50ぐらいを目指してやったほうが、本当に安全運転な福祉事務所になる気がします。

○会長 ありがとうございます。

委員はいかがですか。

○委員 私も委員の今の数の出し方を考えたときに、私は後見人をやっているんですけども、今、担当を持っているのは2件ですが、仕事をしながら法人後見で後見業務をしているので、本当に空いた時間という形で、調整会議をして、医療観察の方だったりとかするのでケース会議に出ていき、施設に訪問し、指定月が近づいてきているので帳簿を整理しなければいけない、どうしようと思いつながりながら今いるところですけども、私自身も、ソーシャルワークも事務もできるソーシャルワーカーになろうと思いつながりながらやっているところではありますが、そうは言っても考えたときに、社会福祉士が後見をやるときは、大体15件から20件、専業で後見事務所とかという感じでやっているところだと、1人20で多いかなと。自分のところの事務所がということになれば、そういった会計経理的な事務もやらなければいけないということではあるので、引き上げてもらっていると考えたとしても、私的には50でも多いという感覚ではあります。

当然、後見の業務というのは、落ち着いているケースは、それこそ給付行政ですよ。お金を届けるだけでいいし、通帳も1本の方で保険も入っていない方もいれば、もう通帳が何冊もあって、資産管理であったり、そういうのがあちこちあって、何かトラブルがあると、あちこち出向いてとかというケースも、そういったところでは生活保護と少し似ているのかなと考えたときに、50件も私はできない気が。という感覚ですけどもね。

○会長 ありがとうございます。

委員がおっしゃったように、ケースワーカーの経済給付とケースワークの関係性が整理されていないと。一方で、生活保護行政では保護受給者が何らかの課題がある人たちであるということが前提の議論になっている。果たしてそうなのかと。経済給付だけしていればいい人も恐らくかなりいるだろうと。でも、そういうことには建前上なっていないとか、まさに生活保護のトータルな議論からこの話が出てくるので、数値だけでは恐ろしくなかなかいかない。そこをみんなが歯がゆく思っている。困窮者の支援との関係をどうするかとか、重層的支援が出てきたのでとかということも整理されていない。それを考えると、やはり国立は国立なりの積み上げをやるしかないのではとも、感想ですけども。他に何かありますか。

では、この後また何かあれば御意見をいただくということで、取りあえず今後のスケジュールということでお願いします。

○事務局 本日は、お忙しいところをお時間いただきましたありがとうございます。今回いただきました意見をまとめたものを3月中に委員の皆様にお示ししたいと考えております。その際にまたお気づきの点がありましたらぜひ御意見を頂戴いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

○会長 委員の方は何か御意見、よろしいですか。

それでは、これをもちまして本日の議題は全て終了しました。次回の会議その他については、日程その他は事務局から御連絡をいただくということでよろしいでしょうか。

では、本日はどうもありがとうございました。終了いたします。

-閉会-